

平成22年6月22日

議会運営委員会

委員長 吉田博幸様

鳥取市議会議会改革等検討会

座長 両川洋々

議会改革に関する事項の最終報告について（第5次）

鳥取市議会議会改革等検討会は、議会運営委員会から諮問された議会運営に関する事項である「議会運営の先例・慣習について」、「政務調査費について」、「議会の情報公開について」、「議会会議規則・委員会条例について」を検討するため、平成19年4月17日に新しく設置され、これまで延べ30回の検討会を開催し、議会の改善・改革について検討を重ねてまいりました。

その結果、本検討会で一定の結論に至った事項について、これまで4回にわたり中間報告を行いました。その中間報告したもののうち、「予算審査特別委員会の設置」、「一般会計・特別会計または企業会計の棲み分けをすることのない決算審査特別委員会の設置」、「委員会における挙手又は起立による表決」等、議会運営に実際に取り入れられ、現在の議会の活性化に繋がっているものもあります。

さて、今回の報告は現議会に対する最終の報告となるものであり、この報告が改選後の新しい議会の方向性を指し示すものであることを期待するものであります。

なお、本検討会において次期議会で検討すべきとされた項目については、時代の変化に見合い、市民の期待にさらに応えるよう、今後の課題として新しい議会に引き継ぐよう提言するものであります。

第1 議会運営の先例・慣習について

1. 本会議に関する事項

地域審議会の意見書について

地域審議会の意見書については、現行文書箱に写しを配布するだけで、中味について言える場面がないとの提案を踏まえ、本検討会で議論した結果、「経過がわからない。具体的に聞く場面が欲しい。」「全員協議会を開催し、情報共有してはどうか。」「所管委員会に予算計上時期に諮って欲しい。」「重要案件であれば常任委員会に諮ればいい。ケースバイケースである。」等の意見があった。

本検討会では、重要な事項については、地域審議会に諮問する段階や答申後の予算計上時に、委員会または全員協議会で担当課が説明し、しっかり情報を提供するべきであるとする。

2. 休会日に関する事項

市立小・中学校の入学式及び卒業式当日の議会の休会について

現行では、入学式には出席できるものの、中学校の卒業式には議会中のため出席することができず、日程が調整できないかとの提案を踏まえ、本検討会で議論した結果、「公務優先にしなければ、市民が納得しない。」「PTA会長なら認めていた経過がある。線引きがしてあった。」「あからさまにできない。調整できればいい。ただ、姿勢としては大事である。」等の意見が出された。

本検討会では、議会日程の中で調整・工夫して欲しい。最終的には、議会運営委員会に判断を委ねることとする。

3 . 正副議長に関する事項

議長・副議長の会派離脱について

以前に設置されていた議会改革等検討会で、改選後の議会の検討課題にするとして、今回の検討事項にあがってきたものである。

本検討会で議論する中で、「議会を代表しており、離脱すべきである。」
「会派離脱により、会派に支給している政務調査費の問題が出てくる。」
「一人抜けたら交渉会派でなくなることもある。」
「請願・陳情の受け手と審査者での矛盾も出てくる。」等の意見が出された。

本検討会では、交渉会派の構成条件や政務調査費の支給総額等との関連があり、今後の検討課題とする。

4 . 視察に関する事項

委員会視察について

本市議会の委員会視察に執行部の研さんと共通の問題意識のため執行部の同行と、視察に参加していない会派・議員への情報提供や情報共有のため委員会視察最終報告書の会派への配布の提案を踏まえ、本検討会で議論した結果、委員会視察における執行部の同行については、執行部の判断に任せるものであるが、執行部に対して委員会視察の情報提供についてはしっかりと行うべきであるとする。

また、委員会視察としてまとまったものを、議員間で情報共有するため各会派に配布するべきであるとする。

5 . 議員に関する事項

鳥取市議会議員政治倫理要綱の見直しについて

本市議会では、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的な

市政の発展に寄与することを目的に、議員の政治倫理の基本となる事項を定めた鳥取市議会議員政治倫理要綱を平成18年8月に制定したものである。

遵守事項を明確化し要綱に盛り込むべきとの提案を踏まえ、本検討会で議論した結果、「変える要素がなく、現状でいいのではないか。」「議員の長期欠席を最低限入れるべきではないか。」等の意見が出された。

本検討会では、県議会の長期療養等の検討状況を見極めながら、当面保留とし、今後の検討課題とする。

交渉会派の人数要件の緩和について

交渉会派の人数要件については、平成18年8月に議会運営委員会にて、議会内の政策集団としては、4常任委員会に最低1人の委員を出せることが理想との考えから、交渉会派の人数を4人以上と決定した経過がある。

本検討会で議論した中で、「今のままの4名でいい。議運で最終的に判断されることである。」「人数要件を見直すことには慎重の声があり、現状のままでいい。」「法による議案提出も3人である。2人・4人の以前の議論があったが、他都市を見ると人数が少ない。」「議運の委員になれないとオブザーバーとなるため、発言が出来ないハードルがある。出来るだけ多くの意見や声を反映して欲しいということより3人として欲しい。」等の意見が出された。

本検討会では意見を一つにすることは困難と判断し、「3名以上」「4名以上」の両論併記として、議運に報告するものとする。

議員報酬について

本検討会では、報酬・議員定数・政務調査費をセットで考えるものとし、引き続き検討していくべきであるとする。

第2 政務調査費について

1. 政務調査費に関する事項

政務調査費の交付額について

以前に設置されていた議会改革等検討会で政務調査費を月額5,000円引き上げるよう検討すべきと報告されたのを受け、議会運営委員会で決定事項としたものであるが、条件が整わないと実行していないものである。

本検討会で議論する中で、「定数とセットで考えた方がいいのではないか。現行では先送りするべきである。」「報酬・議員定数・政務調査費をセットで考えるべきである。定数を削減したからでないと難しい。」「セットの見直しを継続していくべきである。」等の意見が出された。

本検討会では、報酬・議員定数・政務調査費をセットで考えるものとし、引き続き検討していくべきであるとする。

第3 議会の情報公開について

1. 委員会に関する事項

議事録作成ソフトの購入について

本議会委員会の議事録については、委員会の収録テープを業者によりテープ起こししたものを、委員会担当が確認するという体制をとっており、業者によるテープ起こしが2週間かかっている。

議会事務局職員視察での議事録作成ソフトの状況を踏まえ、本検討会で議論した結果、「議事録作成支援ソフトの識字率が低く、あまり意味がない。」「早く議事録が欲しいという見地からだが、総括質疑が分科会の前段になり、

意味がなくなった。」等との意見が出された。

本検討会では、議事録作成ソフトの採用は当面保留とするが、識字率の技術向上と会議室・マイク等のハード面の条件が整っていないため、今後の検討課題とする。

第4 議会会議規則・委員会条例について

1. 委員会に関する事項

公聴会制度・参考人制度について

公聴会制度・参考人制度をさらに積極的に取り入れるべきとの提案のもと、本検討会で議論した中で、「これまでも公聴会を開き、参考人を呼んでいる。大いに活用すべきである。」「参考人として呼ばれた側は聞かれたことを答えるだけでやりとりがなく、不満が残った。」「生きた活用が必要であり、制度を研究する必要がある。」「議会の活性化として形式にとらわれることのない意見交換会のやり方もある。」「制度の活用と意見交換会の場が必要である。」等の意見が出された。

本検討会では、最終的に、運営面を考えながら、公聴会制度・参考人制度の活用を図るべきであるとする。

2. 請願・陳情に関する事項

陳情書の扱いについて

本議会では、所管委員会で陳情審査を行い、その審査結果を陳情者に通知している。

陳情の審査結果は、議会の意思として発せられるため、1委員会ではなく

本会議で可否について採決すべきとの提案のもと、本検討会で議論した結果、「委員長と協議しながら、会議規則第138条により処理すべきである。」「陳情者を呼んで判断しないとイケない。」「本市議会オリジナルの扱いができないか。」等の意見が出された。

本検討会では、最終的に、陳情書の扱いについて、議長は委員長と協議をしながら、会議規則第138条の有効な活用を図るべきであるとする。

参考：鳥取市議会会議規則第138条（陳情書の処理）

議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

3. 議会に関する事項

議会基本条例の制定について

議会基本条例は、分権時代にふさわしい議会づくりに必要な条例として全国の多くの自治体で制定あるいは検討される中、市民からの議会の存在意義や議会側の統一した見解を持つことができるとともに、議会に関する既存の条例及び規則、慣例などの整理や改正にも役立つと考えるとの提案のもと、議論を重ねたものである。

本検討会で議論した中で、「常任委員会が活発に活動することが先決で、案件については意見交換を行う。議会基本条例の意義を認めない。議会が形骸化するもので、資質の問題である。何より住民との接点を作ることが重要である。」「市民の声を聞く機会は現在の委員会でも行える。まとまって報告会を行う意味があるのか。行動が先か、行動を促すための条例が先か。市議会として議論をして、発信力や立案力を深めていくことが重要である。」

「まず、現在ある住民自治基本条例を粛々で行うべきである。情報提供や参考人招致も行える。応用すべきである。」「していかなければいけないと思

うが、成果があがるとは思えない。まず、市民への議会の情報提供が必要であり、議会改革が先である。」「議会改革は目的であり、条例制定はその手段である。住民との関係を構築する具体的なルールづくりが必要である。」等の意見が出された。

本検討会では意見を一つに集約することは困難と判断し、議会基本条例を次期改選後の検討課題として今後も継続して調査研究するものとする。

〔 検討経過 〕

- 第 1 回検討会 平成 1 9 年 4 月 1 7 日 (火)
検討会の進め方について
検討事項について
- 第 2 回検討会 平成 1 9 年 6 月 4 日 (月)
検討事項の分類及び順位決定について
- 第 3 回検討会 平成 1 9 年 8 月 1 日 (水)
早期検討事項の検討について
- 第 4 回検討会 平成 1 9 年 8 月 2 7 日 (月)
早期検討事項の検討について
- 第 5 回検討会 平成 1 9 年 9 月 2 0 日 (木)
早期検討事項の検討について
- 第 6 回検討会 平成 2 0 年 1 月 1 6 日 (水)
早期検討事項の検討について
- 第 7 回検討会 平成 2 0 年 2 月 2 5 日 (月)
先進地調査 (視察) について
- 第 8 回検討会 平成 2 0 年 4 月 1 4 日 (月)
先進地調査 (視察) の結果について
- 第 9 回検討会 平成 2 0 年 5 月 1 9 日 (月)
早期検討事項について
議会改革等検討会答申 (第 1 次) について
- 議会運営委員会に検討結果を第 1 次報告 平成 2 0 年 5 月 2 3 日 (金)
- 第 1 0 回検討会 平成 2 0 年 1 0 月 2 9 日 (水)
決算審査特別委員会の総括

- 今後の進め方について
- 検討事項追加提案について
- 第11回検討会 平成20年11月18日(火)
- 中期検討事項について
- 第12回検討会 平成20年12月12日(金)
- 検討時期の決定について
- 第13回検討会 平成21年1月19日(月)
- 検討項目・検討時期の確認
- 第14回検討会 平成21年2月16日(月)
- 先行検討項目の検討について(5項目)
- 第15回検討会 平成21年4月6日(月)
- 先行検討項目の検討について(5項目)
- 今後の検討の進め方について
- 第16回検討会 平成21年4月28日(火)
- 先行検討項目の検討について(総括質疑)
- 今後の検討の進め方について
- 第17回検討会 平成21年6月4日(木)
- 予算・決算審査特別委員会の総括質疑について
- 中期の先行検討の決定について
- 第18回検討会 平成21年6月22日(月)
- 決算審査特別委員会の総括質疑について
- 議会運営委員会への答申について
- 議会運営委員会に検討結果を第2次報告 平成21年6月22日(月)
- 第19回検討会 平成21年7月14日(火)
- 中期の先行検討事項の検討について

- 第20回検討会 平成21年8月7日(金)
中期の先行検討事項の検討について
- 第21回検討会 平成21年9月11日(金)
中期の先行検討事項の検討について
- 第22回検討会 平成21年10月8日(木)
中期の先行検討事項の検討について
- 第23回検討会 平成21年11月12日(木)
中期の先行検討事項の検討について
- 第24回検討会 平成22年1月22日(金)
中期の先行検討事項の検討について
- 第25回検討会 平成22年2月8日(月)
中期の先行検討事項の検討について
- 議会運営委員会に検討結果を第3次報告 平成22年2月18日(木)
- 第26回検討会 平成22年2月22日(月)
中期の先行検討事項の検討について
- 第27回検討会 平成22年3月19日(金)
広報のあり方を検討する組織へ問題提起する事項について
新たに検討する事項について
- 議会運営委員会に検討結果を第4次報告 平成22年3月23日(火)
- 第28回検討会 平成22年4月30日(金)
中期の検討事項について
- 第29回検討会 平成22年5月21日(金)
中期の検討事項について
- 第30回検討会 平成22年6月1日(火)
長期の検討事項について

鳥取市議会議会改革等検討会

座 長 両川 洋々

副座長 角谷 敏男

委 員 児島 良

委 員 岡田浩四郎

委 員 桑田 達也

委 員 森本 正行

委 員 高見 則夫